

令和 6 年度運営指導の指摘事項について (介護報酬に係るもの)

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和 7 年 3 月

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（１）介護老人福祉施設、短期入所生活介護

① 看護体制加算Ⅱ（R6青本P350、P886等参照）

■ 看護職員の数、入所者（利用者）の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること、介護老人福祉施設においては、それに加えて最低基準に1を加えた数以上であること。また、24時間の連絡体制（オンコール等）を確保すること。

（指摘事項）

- 看護職員の常勤換算による配置数が明確になっていない。

▶ 次の点に十分注意すること。

- ・ 本体施設と併設短期の看護職員を兼務する場合、勤務実態等に応じて按分し、常勤換算数を算出すること（R6緑本P208参照）。
- ・ 看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合、機能訓練指導員としての業務に従事する時間は、常勤換算の看護職員数に含めないこと（R6緑本P209参照）。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（１）介護老人福祉施設、短期入所生活介護

② **夜勤職員配置加算**（R6青本P356、P888等参照）

■ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を１以上上回っている場合に算定するもの。

（指摘事項）

● 必要な配置数を満たさないにもかかわらず、加算を算定していた。

▶ 次の点に十分注意すること。

・ 夜勤を行う職員の数は、歴月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てること。

・ 夜勤を行う職員の数に、生活相談員や機能訓練指導員としての勤務時間含まないこと。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（１）介護老人福祉施設、短期入所生活介護

③ 生活機能向上連携加算（R6青本P497、P892等参照）

■施設・事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して**アセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び**個別機能訓練計画の作成**を行っていること。

■個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、**実施時間**、実施方法等の内容を記載しなければならない。

（指摘事項）

- 個別機能訓練計画等の記録から、多職種が共同して計画を作成したことが分からなかった。
- 個別機能訓練計画に実施時間について記載がなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（１）介護老人福祉施設

④ 個別機能訓練加算（R6青本P894等参照）

■施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して個別機能訓練計画の作成**を行っていること。

■個別機能訓練に関する記録（**実施時間**、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管。

（指摘事項）

- 個別機能訓練計画等の記録から、多職種が共同して計画を作成したことが分からなかった。
- 個別機能訓練に関する記録に実施時間について記載がなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（１）介護老人福祉施設

⑤退所時情報提供加算（6青本P904等参照）

- 入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定
- 医療機関に対して、別紙様式13により交付し、交付した文書の写しを介護記録等に添付すること

（指摘事項）

- 医療機関に情報提供をしていないにもかかわらず、当加算を算定した。（職員間の連携が不十分で提供を失念していた）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（１）介護老人福祉施設

⑥ **口腔衛生管理加算**（R6青本P912、913等参照）

■ 歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録を**別紙様式 3**を参考として作成し、施設に提出すること。

（指摘事項）

- 別紙様式 3 を使用せず、短期入所生活介護の口腔連携強化加算の様式を使用していた。

※別紙様式 3 については、R6緑本P949を参照してください。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（１）介護老人福祉施設、短期入所生活介護

⑦ サービス提供体制強化加算（R6青本P368、934等参照）

■ 介護職員に占める介護福祉士の割合が一定以上の場合等に算定するもの。

（指摘事項）

- 実績が必要な割合を満たさないにもかかわらず、当加算を算定していた。

▶職員の割合は、前年度（３月を除く）の平均により算出するものであるが、**計算に含めていない介護職員がいないか、介護福祉士資格の有無や勤続年数に誤りがないか等を十分に確認**のうえ、算定をすること。また、算出の記録は適切に保管すること。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（２）短期入所生活介護

① 緊急短期入所受入加算（R6青本P360、361等参照）

■ 緊急利用者にかかる**変更前後の居宅サービス計画**を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。

■ 算定対象期間は原則として7日以内。ただし、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を**記録した上で**14日を限度に引き続き加算を算定することができる。

（指摘事項）

- 変更前の居宅サービス計画を保存していなかった。
- 7日を超えて算定していたが、やむを得ない事情について記録がなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（２）短期入所生活介護

② 口腔連携強化加算（R6青本P363等参照）

■事業所の**従業者が**、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、別紙様式11等により情報提供を行ったときに算定。

（指摘事項）

- 歯科医師が口腔の健康状態を診た記録はあるが、従業者が評価したことが分かる記録がなかった。

▶従業者が口腔の健康状態の評価を実施したことが分かるように記録すること。

※別紙様式11については、R6緑本P363を参照してください。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（３）介護老人保健施設

① 退所時栄養情報連携加算（R6青本P966等参照）

- 特別食等を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、施設から退所する際に、医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供した時に算定する。

（指摘事項）

- 当該入所者から同意を得たことが確認できなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（３）介護老人保健施設

② 退所時情報提供加算（Ⅰ）（R6青本P971参照）

■ ② 退所時情報提供加算(Ⅰ)

入所者が居宅又は他の社会福祉施設等へ退所する場合、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、別紙様式 2 及び別紙様式13の文書に必要な事項を記載の上、入所者又は主治の医師に交付するとともに、交付した文書の写しを診療録に添付すること。また、当該文書に入所者の諸検査の結果、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付すること。

（指摘事項）

- 別紙様式13の内容が不足している施設の独自様式で交付されているため、別紙様式13の内容について改めて確認すること。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（３）介護老人保健施設

③ 入退所前連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）（R6青本P973参照）

■ ④ 入退所前連携加算（Ⅰ）

□ ５の(25)の③イ及びロを準用する。

③ 退所前連携加算

イ 退所前連携加算については、入所期間が一月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に、入所者一人につき一回に限り退所日に加算を行うものであること。

ロ 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行うこと。

（指摘事項）

- 連携の内容の要点を記録することとなっているが、連携先の居宅介護支援事業者の名称及び介護支援専門員の名前、提供した情報等の記録がなかった。これらについて記録を残すこと。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（３）介護老人保健施設

④ 所定疾患施設療養費（R6青本P988参照）

- 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定できる。

※対象となる入所者の状態は以下のとおりである。

- ①肺炎
- ②尿路感染症
- ③带状疱疹
- ④蜂窩織炎
- ⑤慢性心不全の憎悪

- 算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する**投薬**、**検査**、**注射**、**処置**等の実施状況を公表していること。

（指摘事項）

- 前年度における実施状況の公表を件数のみ行っていた。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（３）介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護

⑤ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（6青本P514、P1002等参照）

- 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- 協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

（指摘事項）

- 感染症発生時の対応の取り決めについて確認できなかった。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（４）短期入所療養介護

① 緊急短期入所受入加算（６青本P414等参照）

- 介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、その必要性を認め緊急に短期入所療養介護が行われた場合に算定できる。
- 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅介護サービス計画を保存するなどして、適瀬名緊急利用に努めること。

（指摘事項）

- 変更前の居宅介護サービス計画を保存していない。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（５）介護医療院

① **介護医療院サービス費**（6青本P1027等参照）

■ 看護職員及び介護職員の配置数について、当該区分の介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準上必要とされる員数を月の末日において満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除き、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に算定区分の変更の届出を行い、届出を行った月から当該届出に係る介護医療院サービス費を算定しなければならない。

（指摘事項）

- 施設基準を確認した記録が残っていなかったため、月毎に施設基準の確認を行い、記録を残すこと。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（５）介護医療院

② サービス提供体制強化加算（6青本P1075等参照）

■① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

（指摘事項）

- 記録が残っていなかったため、毎年の記録を残すこと。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの

（６）特定施設入居者生活介護

① **生活機能向上連携加算**（R6青本P497等参照）

- 施設・事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して**アセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び**個別機能訓練計画の作成**を行っていること。
- 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、**実施時間**、実施方法等の内容を記載しなければならない。

（指摘事項）

- 個別機能訓練計画等の記録から、多職種が共同して計画を作成したことが分からなかった。
- 個別機能訓練計画に実施時間について記載がなかった。